

平成11年度 日本レジャー・レクリエーション学会理事会（第1回）

【議事審議概要】

日時 平成11年4月26日（月）午後7時00分～午後8時30分
 場所 立教大学池袋キャンパス太刀川記念館第1会議室

出席者 理事：鈴木（祐）、秋吉、石井、松田、鈴木（秀）、荒井、坂口、寺島、西田、
 松尾、松浦、師岡、山崎、油井、
 監事：麻生 幹事：沼澤、片桐

委任状提出者 飯田、大谷、岡本、小田切、下村、鈴木（文）、高橋、茅野、永嶋、西野、守能、山口、（監事、大堀）

○会長挨拶

【議 題】

I. 確認事項

定足数の確認（現在理事数27名中、出席理事14名、委任状提出者、12名、欠席1名）

II. 報告事項

- 前年度年度会費の納入状況について
 （平成11年3月31日現在：476名、平成11年度分既納者数204名）
- 日本学術会議第18期学術研究団体登録については、理事役員の経歴等書類の整理をしているところで、期限内の5月中の届け出を予定している
- その他

III. 審議事項

- 改選前理事選出選挙（現行理事による選挙）の開票および改選前理事選出の確認について
 現行理事27名による改選前理事の選挙の開票結果は、投票総数25票、有効投票25票で順位表記による改選前理事10名の選挙結果は以下の通りとなった（※これを選挙公報にあてる）：

順位	得票数	順位表記得点	氏名	順位	得票数	順位表記得点	氏名
1	20	146	鈴木 祐一	6	14	65	西野 仁
2	20	142	鈴木 秀雄	7	14	63	松田 義幸
3	16		西田 俊夫	8	12	49	松浦 三代子
4	14	93	下村 彰男	9	12	44	松尾 哲矢
5	14	90	坂口 正治	10	11	93	石井 允一
				次点 11	11	51	寺島 善一

- 選挙管理委員会（5名）の選出について
 松浦三代子、松尾哲矢、寺島善一、坂口正治、小田切毅一氏の5名が選出され、互選により選挙管理委員長として松浦三代子氏が選出された
 （任期は平成11年5月1日から平成13年4月30日まで）
- 平成10年度事業報告(案)について 資料1
- 平成10年度決算(案)について 資料2
- 平成11年度事業計画(案)について 資料3
- 平成11年度予算(案)について 資料4
- 理事会規定の改正(案)について 資料5
- その他：第30回記念学会大会の開催を明治大学（駿河台校舎）でお願いすることとし、期日は原則的には11月に開催することとなった

資料1

日本レジャー・レクリエーション学会平成10年度 事業報告（案）

I. 事業

- 第28回学会大会開催
 期日：平成10年11月22日（日）・23日（月）
 場所：福岡大学七隈キャンパス
- 機関誌『レジャー・レクリエーション研究』の発行
 第38号、第39号（大会号）、
- 「学会ニュース」NO.63、NO.64の発行
- 組織の充実・会員の拡充
 3月31日現在 平成10年度会費納入者476名、入会者33名
- 学術団体交流

II. 会 議

- 総会の開催（福岡大学七隈キャンパス；平成10年11月23日（月））
- 理事会の開催
 3回
- 常任理事会の開催
 9回
- 各委員会の開催

【参考】

- 平成11年度に入り過年度会費として納入した会員数は、4月26日現在11名で、平成10年度会費納入会員数は487名。平成10年度の退会者合計数は10名で、実質会員数は477名
- 平成11年度会費納入者 4月26日現在204名

平成10年度決算報告

日本レジャー・レクリエーション学会

平成10年度4月1日～平成11年3月31日

(単位：円)

収入の部				
科目	予算額	決算額	増減	摘要
前年度繰越金	319,800	319,800	0	
年度会費	2,400,000	2,380,000	20,000	5,000×476名(新入会員33名分を含む)
過年度会費	100,000	25,000	75,000	5,000×5名
入会金	40,000	33,000	7,000	1,000×33名
賛助会費	126,000	0	126,000	
広告料	750,000	450,000	300,000	
預金利子	1,000	0	1,000	
雑収入	138,904	336,839	△197,935	第28回学会大会(福岡大)より304,861円 学会誌等
合計	3,875,704	3,544,639	331,065	
支出の部				
印刷費	2,400,000	2,193,875	206,125	学会ニュース(63・64号) 学会誌(38・39号)、入会案内、封筒等
通信費	500,000	479,189	20,811	学会ニュース(2回)、学会誌(2回) 会議通知等
事務用品費	60,000	61,614	△1,614	文具、コピー用紙、ファクシミリ機等
事務局運営費	400,000	237,787	162,213	電話料、アルバイト代等
専門委員会費	50,000	4,790	45,210	各委員会会議費
選挙管理費	0	0	0	
内外学術団体交流費	100,000	105,000	△5,000	関係学術団体会費
会議費	100,000	66,424	33,576	理事会・常任理事会会議費
大会補助費	200,000	200,000	0	第28回学会大会(福岡大)へ
予備費	65,704	0	65,704	
次年度繰越金	0	195,960	△195,960	
合計	3,875,704	3,544,639	331,065	

監査の結果、決算報告は適正であると認めます。

総収入：3,544,639

監事 大堀 孝雄

総支出：3,348,679

監事 麻生 恵

残高：195,960

平成11年4月21日

日本レジャー・レクリエーション学会平成11年度 事業計画(案)

1. 事業

- 1) 第29回学会大会開催
期日：平成11年11月27日(土)～28日(日) (後に、平成11年12月4日(土)～5日(日)に変更)
場所：淑徳大学国際コミュニケーション学部(みずほ台キャンパス)
- 2) 機関誌『レジャー・レクリエーション研究』の発行
第40号、第41(大会号)、第42号
- 3) 「学会ニュース」
NO.65、NO.66
- 4) 役員選挙
- 5) 組織の拡充および活動の充実
- 6) 学術団体交流
- 7) 第30回記念大会開催準備および関連事業
- 8) その他

日本レジャー・レクリエーション学会

平成11年度 予算(案)

平成11年4月1日～平成12年3月31日(単位 円)

収入の部				
科目	本年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
前年度繰越金	195,960	319,800	△ 123,840	
年会費	4,000,000	2,400,000	1,600,000	8,000×500名
過年会費	75,000	100,000	△ 25,000	5,000×15名
入会金	60,000	40,000	20,000	2,000×30名
賛助会費	44,000	126,000	△ 82,000	22,000×2件(入会金含む)
広告料	450,000	750,000	△ 300,000	
預金利子	1,000	1,000	1,000	
雑収入	174,040	138,904	35,136	学会誌等
合計	5,000,000	3,875,704	1,124,296	
支出の部				
印刷費	3,000,000	2,400,000	600,000	ニュース 65、64号 学会誌40、41(大会号)、42号 入会案内、各種封筒、抄録原稿用紙
通信費	500,000	500,000	0	ニュース・学会誌・会議通知等
事務用品費	60,000	60,000	0	文具・コピー用紙・トナー等
事務局運営費	400,000	400,000	0	電話料・アルバイト代等
各専門委員会費	50,000	50,000	0	委員会会議費・委員会内通信費等
選挙管理費	150,000	0	150,000	関係資料印刷、通信返信切手、封筒
内外学術団体交流費	110,000	100,000	5,000	関係学術団体会議費
会議費	100,000	100,000	0	総会・理事・常任理事会会議費
大会補助費	200,000	200,000	0	第29回学会大会
記念学会大会関係費	50,000	0	50,000	第30回記念学会大会計画準備費
予備費	380,000	65,704	314,296	
合計	5,000,000	3,875,704	1,124,296	

規定の改正

【理事会の運営に関する規定の5.および6.について】

旧規定

- 5.
- (1)常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2)常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
 - (3)常任理事の議事録(概要)はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く。
総務、研究企画、編集、広報渉外、財務

新規定

5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
- (1)常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2)常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
 - (3)常任理事会の議事録(概要)はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く。
(1)総務、(2)研究企画、(3)編集、(4)広報渉外、(5)財務
また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。